

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令案について

こども家庭庁成育局保育政策課
成育基盤企画課

1. 改正の趣旨

- 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下「改正法」という。）において、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等を創設するとともに、国家戦略特別区域に限り認められている地域限定保育士制度を一般制度化する改正を行った。
- 改正法の施行に伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）等について、所要の改正を行う。

2. 改正の概要

- 改正法において、地域限定保育士制度が一般制度化されたことから、以下の基準において、保育所等の各施設等に置かなければならないとされている保育士について、地域限定保育士も保育士とみなすこととする等の改正を行う。
 - ・ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準
 - ・ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）
 - ・ 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）
 - ・ 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）
 - ・ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）
 - ・ 一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号）
 - ・ 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）
- 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）において、特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、就学前の子どもに関する教育、保育

等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第 27 条の 2 第 1 項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 28 条第 2 項において準用する認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないことを規定する。

- その他所要の改正を行う。

3. 根拠条項

- 児童福祉法第 12 条の 4 第 3 項、第 21 条の 5 の 19 第 3 項、第 24 条の 12 第 3 項、第 34 条の 8 の 2 第 2 項、第 34 条の 16 第 2 項、第 45 条第 2 項
- 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 34 条第 3 項及び第 46 条第 3 項

4. 施行期日等

- 公布日：令和 7 年 9 月上旬（予定）
- 施行期日：令和 7 年 10 月 1 日